

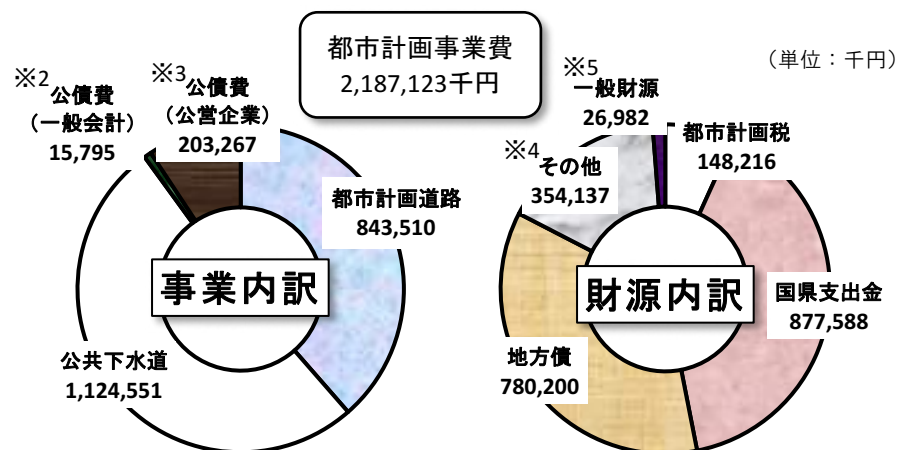
5 令和5年度都市計画事業の内訳

平成21年度から導入している都市計画税は、都市計画事業に要する経費に使う目的税です。
都市計画事業とは、県知事の認可を受けて行う「都市計画施設」の整備に関する事業及び「市街地再開発事業」をいいます。大竹市では、これまで主に都市計画道路事業、公共下水道事業、公園事業を、県知事の認可を受けて実施しています。
令和5年度に実施した都市計画事業の事業内訳と財源内訳は、以下の通りです。

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		うち都市計画税充当額※1
都市計画事業	1,968,061	877,588	780,200	217,511	92,762	78,476
都市計画道路	大竹駅周辺整備事業	839,461	382,160	254,300	114,364	88,637
	駅前油見線改築事業	4,049			4,049	3,425
公共下水道	大竹下水処理場共同処理整備事業ほか	1,124,551	495,428	525,900	103,147	76
都市計画事業関連公債費	一般会計 ※2	15,795			15,795	13,362
	公共下水道事業会計	203,267		136,626	66,641	56,378
合計	2,187,123	877,588	780,200	354,137	175,198	148,216

※1 都市計画税充当額は、各事業に要する一般財源の額で按分しています。



※2 公債費（一般会計）とは、過去に一般会計において実施してきた都市計画事業（大竹駅周辺整備事業、南栄下白石線外1路線道路改築事業）のために発行した地方債の元利償還金です。

※3 公債費（公営企業）とは、過去に公営事業会計において実施してきた都市計画事業（公共下水道事業）のために発行した地方債（企業債）の元利償還金です。

※4 その他には、下水道使用料等が含まれます。

※5 一般財源は、都市計画税充当額を除いた額です。